

令和8年度野洲市監査計画

1. 監査の基本方針

令和8年度の野洲市の予算は、飛躍を目指し、野洲のまちづくりを大きく前に進めるべく「若い世代から選ばれるまち」「高齢者にも安全・安心で楽しいまち」「市民・民間の力を最大限に活かすまち」の三本の柱を基本としつつ、第2次野洲市総合計画の分野ごとの基本方針に基づき、その主な事業として、野洲こどもの家新築事業、子育て世帯すくすく応援事業、民間保育所の開園、乳児等通園支援事業、外国語指導助手（ALT）及び学校司書増員による学習環境のさらなる充実、小学校プール授業の集約化、小中学校施設整備事業、野洲市どこでも図書館事業、多目的グラウンド整備事業、市立病院整備事業、「野洲市ほほえみやす 21 健康プラン（第3次）」の策定、健康づくりポイント制度の拡充、有害鳥獣被害対策強化支援事業、さざなみホール活用事業、野洲駅南口周辺整備事業、野洲クリーンセンター長寿命化総合計画の策定、高専と連携した MIZBE ステーション等整備事業、公共交通利用促進事業、野洲市公共施設等総合管理計画の改訂などが計上されています。

令和8年度の監査にあたっては、これらの事業着手や進捗状況などに着目するとともに各所属での事務事業が適切で効果的な事務執行が図られているかについて監査を行います。

また、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務事業の執行について経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施することにより、市の行財政運営が適正で効率的かつ合理的な執行を確保することを目的として、幅広い観点から野洲市監査委員監査基準に則り監査等を行います。

2. 各種監査等の実施方針

（1）定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、期日を定めて監査を実施します。

6月までは令和7年度会計とし、9月以降は令和8年度会計を対象とします。

全課・施設（こども園・幼稚園・小学校・中学校は抽出）にわたって監査を実施します。

（2）随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

行政監査及び随時監査については、定期監査と同じ範囲を対象として、財務事務との関連性及び実施の必要性を踏まえ、市の事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかについて、必要があると認めるときに監査を実施します。

（3）財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金や負担金、貸付金、出資金などの財政的援助を行っている団体等に対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて実施します。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施します。

（4）例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高並びに出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月検査を実施します。

(5) 決算審査及び基金の運用状況審査並びに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査を実施します。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査を実施します。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかについて審査を実施します。

(6) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度監査を実施します。

3. 監査の実施時期

別紙の「令和8年度監査等実施計画」に基づいて実施します。

ただし、諸事情により変更して実施する場合があります。

4. 監査結果等の報告及び公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市ホームページ及び市役所掲示場に公表します。

5. 改善措置の報告及び公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表します。（地方自治法第199条第14項）

| 月 | 定期監査 | | 財政援助団体等監査 | 基金運用状況並びに決算審査健全化審査 | 例月出納検査 |
|----|-------------------|---|-----------|--------------------|--------|
| 4 | 市民部 | 文化スポーツ振興課・野洲市文化ホール 総合体育館・B&G 海洋センター | | | 3月分 |
| | 教育委員会 | 生涯学習課、文化財保護課 | | | |
| 5 | 環境経済部 | 環境課、地域経済振興課・企業連携戦略室 野洲クリーンセンター・蓮池の里処分場 | | | 4月分 |
| 6 | 総務部 | 総務課、人事課、税務納税課 | | | 5月分 |
| 7 | | | | 決算審査 | 6月分 |
| 8 | | | | 財政健全化 審査 | 7月分 |
| 9 | 教育委員会 | 学務課・教育研究所 | | | 8月分 |
| | 政策調整部 | 広報秘書課、財政課 総合調整課、やす未来創造課 | | | |
| | 健康福祉部 | 地域医療政策課 | | | |
| | 市立野洲病院 | | | | |
| 10 | 都市建設部 | 道路河川課・MIZBE ステーション整備室 土木管理課・国県事業推進室、都市政策課 建築住宅課 | | | 9月分 |
| | 環境経済部 | 農林水産課、農業委員会事務局 | | | |
| | 上下水道事業所（上下水道課） | | | | |
| 11 | 健康福祉部 (こども家庭局) | こども課・子育て支援センター 子育て家庭支援課・家庭児童相談室 | | | 10月分 |
| | 健康福祉部 | 社会福祉課、市民生活相談課、保険年金課 高齢福祉課・地域包括支援センター 介護保険課 | | | |
| 12 | 健康福祉部 | 障がい福祉課・地域生活支援室、健康推進課 | | | 11月分 |
| | 健康福祉部 (こども家庭局) | さくらばさまこども園 | | | |
| | 教育委員会 | 中主幼稚園、祇王小学校、野洲中学校 | | | |
| 1 | 健康福祉部 | 発達支援センター | 財政援助団体等監査 | | 12月分 |
| | 教育委員会 | ふれあい教育相談センター 学校給食センター、歴史民俗博物館 野洲図書館 | | | |
| | 議会事務局 | | | | |
| 2 | 市民部 | 市民課、自治防災課・市民協働室 | | | 1月分 |
| | 会計課 | | | | |
| 3 | 総務部 | デジタル活用推進課、人権施策推進課、 市民交流センター | | | 2月分 |
| | 監査委員事務局 | | | | |

※定期監査については、6月実施月までは「令和7年度会計」とし、9月以降は「令和8年度会計」とします。

※市立野洲病院の出納検査は、2か月前のものとなります。

※監査等の実施は、諸事情により変更する場合があります。